

財務省第13入札等監視委員会 第3回定例会議の議事概要について

《問い合わせ先》
熊本国税局総務部会計課
代表:096-354-6171
(内線 2081)

平成20年度財務省第13入札等監視委員会第3回定例会議が、平成21年3月31日(火)に熊本合同庁舎管理棟共用第1会議室において開催されましたので、その議事概要について公表いたします。

また、各部局が定例会議へ報告した審議対象期間に係る契約一覧表等について公表いたします。

財務省第13入札等監視委員会
平成20年度 第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成21年3月31日(火) 熊本合同庁舎管理棟共用第1会議室	
委員	委員	上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)
	委員	諏佐 マリ (熊本大学 法学部 准教授)
	委員	成瀬 公博 (成瀬法律事務所・弁護士)
審議対象期間	平成20年10月1日(水) ~ 平成20年12月31日(水)	
抽出事案	4件	(備考)
随意契約(公共工事)	1件	契約件名 : 渡鹿住宅8号棟屋内ガス管改修工事(改20) 契約相手方 : 西部瓦斯 株式会社 熊本支社 契約金額 : 3,644,550円(税込) 契約締結日 : 平成20年11月11日 担当部局 : 九州財務局
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 日田税務署屋上防水改修工事 契約相手方 : 株式会社 九州日建工事 契約金額 : 4,074,000円(税込) 契約締結日 : 平成20年11月17日 担当部局 : 熊本国税局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 平成20年分所得税及び消費税確定申告期における熊本西及び熊本東税務署の「確定申告センター」会場の借上げについて 契約相手方 : 株式会社 ダイエー 契約金額(総額) : 8,998,556円(税込) 契約締結日 : 平成20年11月17日 担当部局 : 熊本国税局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 平成20年度所得税及び消費税確定申告期における那覇税務署及び北那覇税務署の合同署外申告相談会場借上契約 契約相手方 : 浦添市商工会議所 契約金額 : 3,146,500円(税込) 契約締結日 : 平成20年11月10日 担当部局 : 沖縄国税事務所
応札(応募)業者数 1 者 関 連	1件	契約件名 : 平成20年分所得税及び消費税確定申告期における熊本西及び熊本東税務署の「確定申告センター」会場の借上げについて 契約相手方 : 株式会社 ダイエー 契約金額(総額) : 8,998,556円(税込) 契約締結日 : 平成20年11月17日 担当部局 : 熊本国税局
委員からの意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 「渡鹿住宅8号棟屋内ガス管改修工事(改20)」</p> <p>契約相手方：西部瓦斯 株式会社 熊本支社 契約金額：3,644,550円(税込) 契約締結日：平成20年11月11日 担当部局：九州財務局</p> <p>随意契約なのに、見積書提出を辞退ということが起こる理由は何か。</p> <p>見積り業者のうち、西部瓦斯㈱と西部ガスリアルライフ熊本㈱は親子関係にある会社なのか。そうだとした場合、見積もりとしては別の会社から徴したのものとして取り扱うのか。</p> <p>随意契約で見積り依頼を行ったところ見積書の提出はあったのに、何故入札参加はなかったのか。理由をどう考えているか。</p> <p>ガス事業法上の指定というのは、西部瓦斯㈱が指定するのか、それとも別の公的機関が指定するのか。</p> <p>この指定を受けなければ、西部瓦斯㈱が供給しているガス関係の工事は行えないということか。</p>	<p>一般ガス事業者から指定を受けた業者であるので見積りを依頼したが、現在は実際の工事を行うのは当該会社ではなく、別会社に代行させているとして辞退されたもの。</p> <p>①西部ガスリアルライフ熊本㈱は、西部瓦斯㈱の子会社となっている。 ②西部ガスリアルライフ熊本㈱は、指定工事店ということで法人として独立しているので、それぞれから見積りを徴したという整理である。</p> <p>ガス工事という特殊なものであり、工事を行えるのはガス事業法に基づく一般ガス事業者が認定を行った業者に限定されるため、関係各社がけん制というか模様眺めをしたのではないかと理解。</p> <p>ガス事業法第28条は、「一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。」と規定しており、この規定に基づいて、一般ガス事業者(本件の場合は、西部瓦斯㈱)において、安全で品質の高い工事を行うことができると認定した工事人を指定(内管工事指定業者)することとなっている。したがって、西部瓦斯㈱が指定する。</p> <p>ご意見のとおり。</p>
<p>【事案2】 「日田税務署屋上防水改修工事」</p> <p>契約相手方：株式会社 九州日建工事 契約金額：4,074,000円(税込) 契約締結日：平成20年11月17日 担当部局：熊本国税局</p> <p>「入札願調書」によると、落札した㈱九州日建工事と第9位で入札した者との入札額では倍近い差があるが、どうしてこれだけの開差が生じるのか。品質保持の観点から問題はないのか。</p> <p>「予定価格調書」によると、直接工事費が4,800千円にもかかわらず、落札業者はそれ以下で落札しているが、なぜか。また、不安であれば、現場に赴く回数が増えたりするのか。</p> <p>塩化ビニールシート、ウレタン等はメーカー又はその品質等によって、価格の上下があると思うが、安いものを使っても構わないのか。</p>	<p>予定価格の作成法について説明すると、設計事務所に対し、本件工事の定価ベースでの積算を外注し、それを基に、当局において、市販書籍等に掲載されている一般的な市場価格を参考に作成している。</p> <p>なお、書籍等に無い項目については、関係業者から見積書を徴するほか、インターネットで検索する等の市場調査を実施の上、算出していることから、予定価格自体については特段の問題はないものと考えている。</p> <p>御指摘のとおり、応札金額に大きな開差が生じているが、公共工事の発注が年々減少している厳しい環境にあるため、業者によっては、何としても受注すべく、限度一杯のところまで札入れを行った結果が、かなり低率での落札金額になったものと考えている。当局が近年発注した他の屋上防水改修工事の落札状況を見ても、入札額と予定価格との比率が最も低いもので49.0%、高いものでは168%となっており、同様の傾向が認められる。他の案件でも、最低と最高の応札金額の比較で3倍以上の開きが生じている。</p> <p>入札金額は、業界を取り巻く受注環境や入札時期による資材単価の価格変動といった一般的な要素以外に、個々の業者の経営状況等(資金繰り、在庫状況等)に影響される部分がかかなりあるため、応札金額に大きな開差が生じても直ちに問題視はできないものとする。</p> <p>おつて、品質保持・手抜き工事対策としては、局ないしは署総務課により、抜き打ちも含めた工事監理に努めており、特段の問題は生じていない。</p> <p>予定価格については一般的な市場価格であり、問題はないと思われる。また、検査等については、局の営繕担当職員だけではなく、署総務課長及び総務係長が現地におり、頻りに監理を行っている。</p> <p>施工に当たっては、施工方法の条件を定めていることと、また、防水工事であれば保証期間を10年と定めているため、問題はないと思われる。 今回のシートについては、プールの防水にも使用されているものであり、品質の保持は保たれている。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】 「平成20年分所得税及び消費税確定申告期における熊本西及び熊本東税務署の『確定申告センター』会場の借上げについて」</p> <p>契約相手方：株式会社 ダイエー 契約金額(総額)：8,998,556円(税込) 契約締結日：平成20年11月17日 担当部局：熊本国税局</p> <p>確定申告会場を従来の二会場から一会場に変更・統合したことにより、コストダウンが図られたとのことであるが、納税者の利便性の向上も図られた合理的なものなのか。</p> <p>確定申告会場の借上げ料について、他県の県庁所在地と比較した場合、本件の熊本合同会場の単価が高く、開差が認められるのは何故か。</p> <p>今年の申告会場は、850㎡から950㎡に面積が広がっているが、㎡当たりの単価は比較できるか。</p> <p>公募に係る説明書に「施策金額」とあるが、公募参加者は全員が施策金額以内で見積りを提出すればよいとの理解でよいのか。</p> <p>公募に係る説明書に、「見積書の金額が適正価格(時価)に比し、著しく高い金額の場合には減額する場合があるので留意すること。」とあるが、この場合の「適正価格(時価)」は、「施策予定金額」とは異なるものが想定されているのか。 一般的には「適正価格(時価)」と「施策予定金額」はほぼ同じと考えられているとの理解でよいのか。</p>	<p>今回の会場は昨年に引き続き2年目となるが、市内中心部に立地し、公共交通機関の便も良いことに加え、自家用自動車で来場された方にも駐車場が十分に確保されているなど、利便性は高まったものと評価しており、特段の苦情等もないと聞いている。 なお、今年度は前年度よりも会場面積を広げて、パソコン台数及び対応職員数も増やした結果、待ち時間も減り、総じてスムーズに流れたと聞いている。 また、混雑緩和のため、各種施策(説明会等)を前倒しで実施したことも功を奏したものと考ええる。</p> <p>県庁所在地であっても地価自体が異なるし、一般論として、当該施設が公共的なものなのか民間なのかでも単価は相当異なってくる。 なお、会場の広さのほか、駐車場の利用や警備員の配備状況等の条件次第で、当然に単価の開きが生じることとなる。 本件では、民間施設であることに加えて、前年度よりも会場を拡張したこと、更には、一定の駐車場警備を当初から義務付けて借上げ料に含めさせたことが、他と比較して高めの単価になった理由と考ええる。</p> <p>前年度が、1㎡当たり9,300円、本年度が1㎡当たり9,500円で、200円のアップとなっている。</p> <p>御意見のとおり、施策予定金額以内での見積りは、公募参加者全員が認識しているものと理解している。</p> <p>御意見のとおり、「適正価格(時価)」と「施策予定金額」はほぼ同じと考えている。</p>
<p>【事案4】 「平成20年度所得税及び消費税確定申告期における那覇税務署及び北那覇税務署の合同署外申告相談会場借上契約」</p> <p>契約相手方：浦添市商工会議所 契約金額：3,146,500円(税込) 契約締結日：平成20年11月10日 担当部局：沖縄国税事務所</p> <p>署外会場の借上期間は何日で、利用金額はどうなっているのか。</p> <p>公募の仕様書に記載されている施策予定金額と予定価格との違いは。</p> <p>署外会場の随意契約の相手方以外に会場はないのか。</p>	<p>借上期間は、平成21年2月12日(木)から3月17日(火)までの34日間、利用金額は、使用する日数に、会場施設の指定管理者(浦添商工会議所)が一般に公表している利用金額を乗じた金額で、閉庁日対応を除く土日については、利用金額を50%減額している。</p> <p>公募は、会計法の規定に基づくものではないが、公共調達の一層の適正化を図る見地から、署外会場の要件等を満たすものが他にいないか、ホームページ等で参加者を広く募る手続であり、施策予定金額は、会計法上の予定価格に相当するものである。</p> <p>随意契約に先立ち、那覇市近郊に他に確定申告相談等が可能な会場・施設はないのか検討を行った結果、①入居している会社を優先、②長期(1か月)の貸出しをしない、③会場が狭い、④広い駐車場がないなどの理由で、仕様の要件を満たす会場が他には見当たらなかった。</p>